

エクセレント NPO バッジ使用規約

エクセレント NPO をめざそう市民会議 in 言論 NPO

令和元年 8 月 5 日制定

(目的)

第 1 条 本規約は、「エクセレント NPO 大賞主催者（以下、主催者という。）」から、「エクセレント NPO バッジ（以下、バッジという。）」を付与された「バッジ受領者」が、バッジを使用するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規約において使用する用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- 一 エクセレント NPO 大賞主催者：「エクセレント NPO をめざそう市民会議 in 言論 NPO」
- 二 バッジ受領者：エクセレント NPO 大賞の各賞の受賞団体とノミネート団体および応募エントリーをした団体のうち、エクセレント NPO 大賞主催者からバッジを受領した団体

(バッジの付与)

第 3 条 主催者は、所定の審査に基づき、エクセレント NPO 大賞の各賞の受賞団体とノミネート団体および応募エントリーをした団体に対して、バッジを付与することができる。

2 主催者以外の者がバッジを付与することはできない。

(バッジの種類およびデザイン)

第 4 条 バッジの種類およびデザインは、別紙 1 に定める。

(バッジの使用権)

第 5 条 バッジ受領者は、主催者からバッジを受領し、かつ本規約に同意することにより、当該バッジの使用権を得る。

2 バッジ受領者が使用できるのは主催者から付与された種類のバッジのみであり、それ以外の種類のバッジを使用することはできない。

3 バッジの使用権は、エクセレント NPO 大賞の終了、バッジ受領者の解散、主催者による使用権の取り消し、バッジ受領者による本規約の不同意その他の事由が生じたときに消滅する。

(使用権の制限)

第6条 バッジ受領者は、バッジの使用権を、第三者に譲渡または貸与してはならない。

(バッジの使用範囲)

第7条 バッジ受領者は、付与されたバッジを、バッジ受領者のウェブサイト（ホームページ、ブログ、Facebook など）、バッジ受領者発行の冊子やリーフレット、宣伝・広告用資料、名刺、封筒、便箋その他これに類するものに使用することができる。

(バッジの使用方法)

第8条 バッジ受領者は、付与されたバッジのデザインや色などにつき、次の各号に定める事項の変更を行うことができる。

- 一 バッジの縦横の比率を維持したまま、拡大または縮小させること
- 二 白黒の印刷物に、色が白黒になったバッジを掲載すること

2 バッジ受領者は、付与されたバッジのデザインや色などにつき、前項に定める事項以外の変更を行うことはできない。

(バッジの使用期間)

第9条 バッジ受領者は、バッジの使用権を有する間、当該バッジを使用することができる。

(バッジの使用中止と廃棄)

第10条 バッジ受領者は、バッジの使用権を消失した場合、ただちにバッジの使用を中止し、主催者から受領したバッジのデータを廃棄しなければならない。

(第三者との紛争の解決)

第11条 バッジ受領者が本規約に反してバッジを使用したことにより第三者に損害を与えた場合、その賠償の責はすべて当該バッジ受領者が負うものとする。

(違反に対する措置)

第12条 主催者は、この規約に違反したバッジ受領者に対し、是正措置の要求、バッジの使用権の取り消し、その他必要な法的措置をとることができる。

(改正手続)

第13条 本規約の改正は、主催者が所定の審議を経たうえで行う。

附則

本規約は、令和元年 8 月 5 日から施行する。

以上

別紙1

エクセレント NPO バッジは、以下の7種類から構成されている。(ここに掲載されているデザインは2019年のものである。)

1. エクセレント NPO 大賞



2. エクセレント NPO 大賞部門賞

2-1. 市民賞



2-2. 課題解決力賞



2-3. 組織力賞



3. エクセレント NPO 大賞ノミネート



4. エクセレント NPO 大賞チャレンジ賞



5. エクセレント NPO 大賞エントリー



以上